

## 平成20年度における随意契約の見直し状況のフォローアップについて

### 1. 随意契約見直し計画の概要

随意契約見直し計画は、政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り、平成17年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとしたものである。

### 2. フォローアップの結果

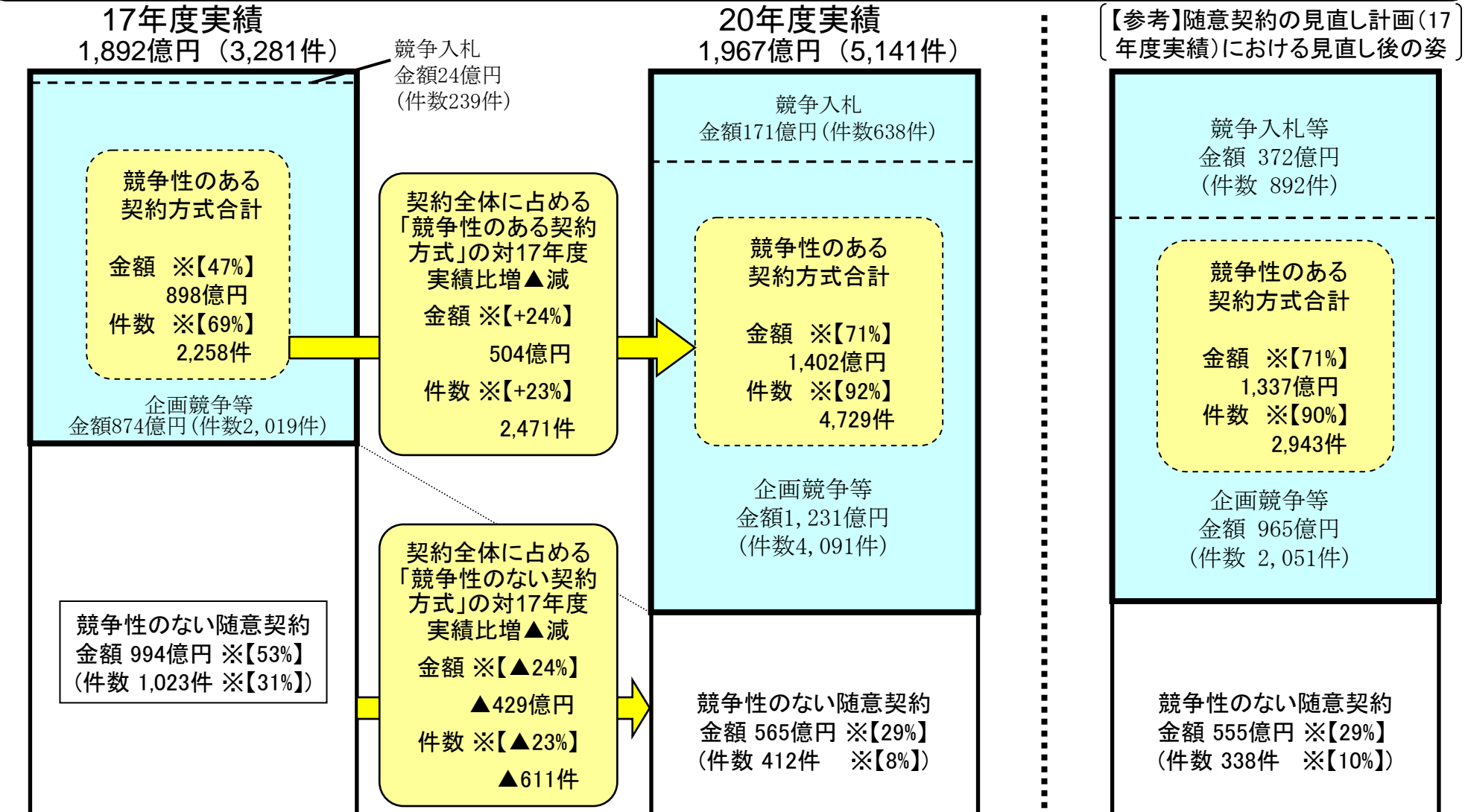
平成20年度実績は平成17年度実績に比較して、

- ① 競争性のある契約方式においては、金額で約505億円、件数で2,472件それぞれ増加
- ② 競争性のない随意契約においては、金額で約429億円、件数で612件それぞれ減少

している。

# 1. 文部科学省における平成20年度の競争性のある契約方式の状況

○ 20年度実績においては、17年度実績に比較して「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合が、金額ベースでは24ポイント、件数ベースでは23ポイント減少している。

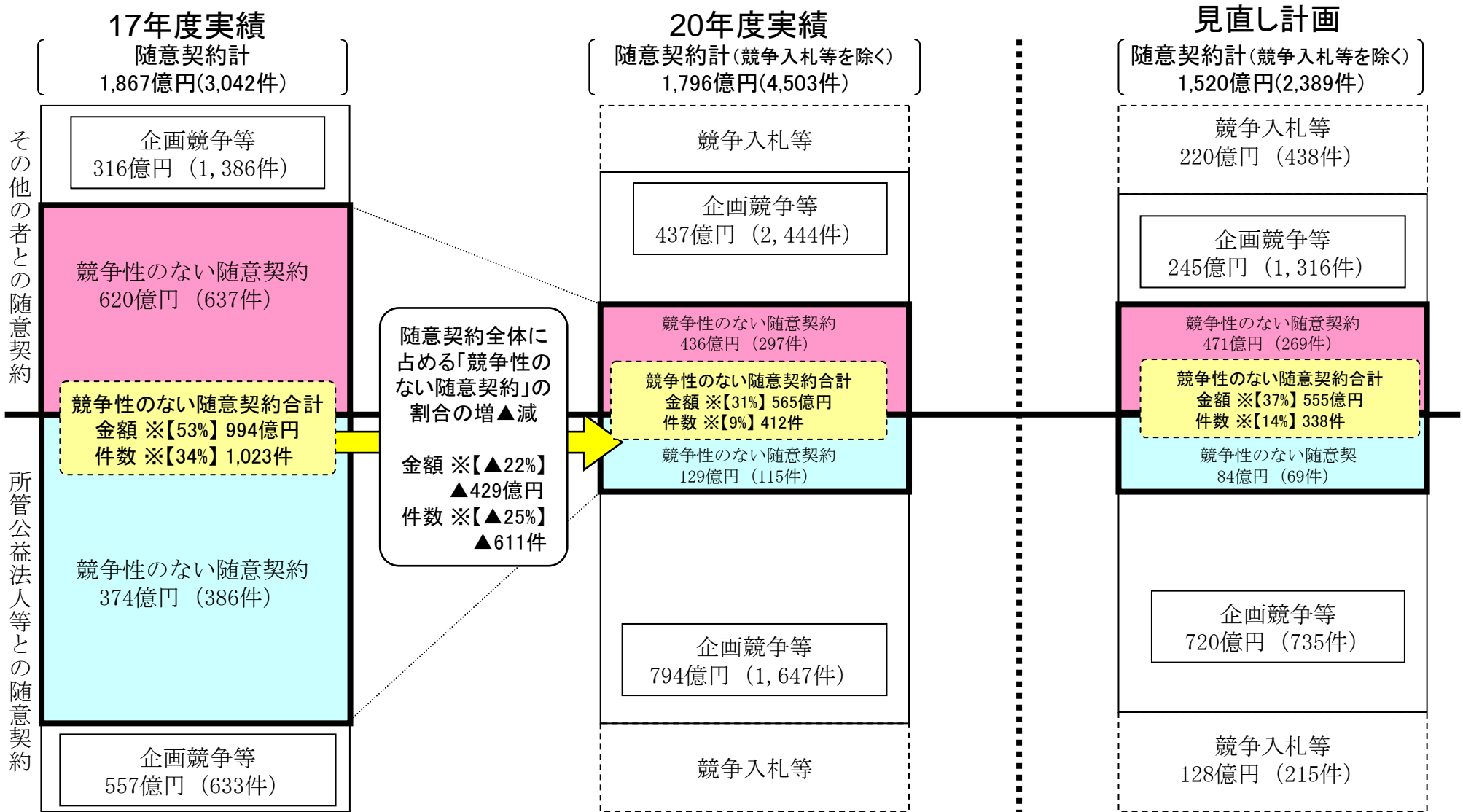


(注1) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契、企画競争及び公募を実施したものである。

(注2) 図中の※【 】書は、当該年度における「競争性のある契約方式」又は「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合である。

## 2. 平成20年度における随意契約の状況

- 20年度における随意契約を所管公益法人等又はその他の者(注1)と締結したものに区分し、17年度実績と比較すると、「競争性のない随意契約」については、前者が約245億円(271件)、後者が約184億円(340件)の減少となっている。  
 この結果、「競争性のない随意契約」全体として429億円(611件)減少し、随意契約全体に占める割合では、22ポイント(金額ベース)減少している。



(注1) 所管公益法人等とは、所管公益法人、独立行政法人、再就職者のいる民間法人等である。その他の者とは、所管公益法人等以外の者である。

(注2) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契、企画競争及び公募を実施したものである。

(注3) 図中の※【 】書は、当該年度における「競争性のない随意契約」の随意契約全体に占める割合である。